## 次世代育成支援対策推進法の概要について

#### 次世代育成支援対策推進法の趣旨

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進

### 行動計画策定指針

国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

(例) 一般事業主行動計画:計画に盛り込む内容として、育児休業や短時間勤務に関する取組、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得に 関する取組を記載

## 地方公共団体行動計画の策定

市町村行動計画

都道府県行動計画

→ 地域住民の意見の反映、労使の参画、 計画の内容・実施状況の公表、定期的な 評価・見直し等

## 事業主行動計画の策定・届出

- 一般事業主行動計画(企業等)
- ·大企業(301人以上):義務
- ·中小企業(101人以上):義務(23年4月~)
- ·中小企業(100人以下):努力義務
- 一定の基準を満たす企業を認定



特定事業主行動計画(国·地方公共団体等)

施策・取組への協力等

策定支援等

### 次世代育成支援対策地域協議会

都道府県、市町村、事業主、労働者、 社会福祉・教育関係者等が組織

### 次世代育成支援対策推進センター

事業主団体等による情報提供、相談等の実施

参考:前回見直し資料

# 次世代育成支援対策推進法の概要と改正のポイン

(平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法)

10年間の 延長

指針の

内容を 充実·強化

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に 推進

地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進

## 行動計画策定指針

国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

(例) 一般事業主行動計画:計画に盛り込む内容として、育児休業や短時間勤務に関する取組、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得に 関する取組を記載

## 地方公共団体行動計画の策定

市町村行動計画

都道府県行動計画

→ 地域住民の意見の反映、労使の参画、 計画の内容・実施状況の公表、定期的な評価・見直し等

## 事業主行動計画の策定・届出

一般事業主行動計画(企業等)

·大企業(301人以上):義務

·中小企業(101人以上):義務(23年4月~)

·中小企業(100人以下):努力義務

-定の基準を満たした企業を認定 🤍

特定事業主行動計画(国·地方公共団体等)

施策・取組への協力等

## 策定支援等

### 次世代育成支援対策推進センター

事業主団体等による情報提供、相談等の実施

## 次世代育成支援対策地域協議会

都道府県、市町村、事業主、労働者、 社会福祉・教育関係者等が組織



今回の改正法による改正内容、

今後の省令及び指針の見直しに係る検討内容

現行の 認定制度の 充実

> 断たな認気 (特例認定) 制度の創設



計画の策 定・届出に代 えた実績公 表の枠組み

# 次世代育成支援対策推進法の施行状況等について

## 地方公共団体行動計画の策定

市町村行動計画 約90% (1,554市町村) (平成30年4月1日)

都道府県行動計画 全都道府県において策定済

## 事業主行動計画の策定・届出

一般事業主行動計画(企業等) 101人以上企業の届出率:約98%(令和元年9月末)

認定企業:3,212社(うち特例認定企業数330社)(令和元年9月末)

特定事業主行動計画(国・地方公共団体等) 都道府県 全ての都道府県で策定済

市町村 約93% (1,612市町村) (平成30年10月1日)

次世代育成支援対策推進センターの設置数 90か所(令和元年10月1日現在)

○ 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律(平成26年法律第28号)附則第2条において、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)について、「政府は、この法律の施行(注)後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」旨規定されている。

注:施行期日は平成27年4月1日。

- <u>子育て支援に関しては、</u>現在子ども・子育て支援法の5年後見直しとして、<u>子ども・子育て会議で検討</u>を進めていただいているところ。
  - 一般事業主行動計画関連部分については、労働政策審議会において検討。

資料5

次世代育成支援対策推進法(以下「法」という。)に基づく「行動計画策定指針」(以下「指針」という。)については、 2014年11月に告示し、2015年4月から適用。市町村及び都道府県については、この指針に即して、次世代育成支援 対策の実施に関する計画(以下「市町村等行動計画」という。)を策定することができることとされている。

法では、市町村等は、指針に即して、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び 増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等について、5年ごとに市町村等行動計画を策定することができる。

指針では、市町村等は、前期計画に係る必要な見直しを2019年度までに行った上で2020年度から2024年度を期間とする後期計画を策定することが望ましいとされており、今後、市町村等が後期行動計画を策定するにあたり、2015年度以降の関連施策の動向の反映を中心に、指針の見直しを行う。

なお、多くの市町村等で、子ども·子育て支援法に基づく子ども·子育て支援事業計画と一体的に策定されている。 (1,504市区町村(96.8%)、37都道府県(78.7%)で一体的に策定。(平成30年4月1日現在、厚生労働省調べ))

<具体的な改正事項> このほか、関係法令の改正等に伴う必要な改正(文言の整理)等を行う。

「新·放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日付け文部科学大臣、厚生労働大臣連名通知)の策定を踏まえた、 放課後児童対策の考え方に関する記載の追加

平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等を踏まえた、児童虐待防止に関する記載の追記

社会的養育の充実について、「「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」(平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、策定する旨更新

子育て世代包括支援センターや産後ケア、新生児聴覚検査等に関する記載の追加

医療的ケア児に関する記載の追加

登下校防犯プラン(平成30年6月22日関係閣僚会議決定)や未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策(令和元年6月18日関係閣僚会議決定)に関する記載の追加

住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)を踏まえた、良質な住宅の確保に関する記載の更新 育児・介護休業法の改正を踏まえた、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備に関する記載の充実 働き方改革関連法の成立等を踏まえた、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する記載の充実

#### 参考

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)

(基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての 意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

#### 第二章 行動計画

- 第一節 行動計画策定指針
- 第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都 道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画(次項において「市町村行動計画等」という。)の策 定に関する指針(以下「行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
  - 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
  - 三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとす
- 4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十二条に 規定する子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議 しなければならない。
- 5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (市町村行動計画)

- 第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児
- 及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の 確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
  - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3~8 (略)
- (都道府県行動計画)
- 第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要す る子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家 庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県 行動計画」という。)を策定することができる。
- 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
  - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
  - 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
- 3~8 (略)